

第1項、第35条の3第1項」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の7.56」を「100分の7.29」に改め、同項第2号中「25,400円」を「25,500円」に改め、同項第3号ア中「17,500円」を「17,100円」に改め、同号イ中「8,750円」を「8,550円」に改め、同号ウ中「13,125円」を「12,825円」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.75」を「100分の2.89」に改め、同項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同項第3号ア中「6,300円」を「6,500円」に改め、同号イ中「3,150円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「4,725円」を「4,875円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.67」を「100分の2.87」に改め、同項第2号中「10,900円」を「11,800円」に改め、同項第3号中「5,500円」を「5,900円」に改める。

第23条第1項第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「17,780円」を「17,850円」に改め、同号イ（ア）中「12,250円」を「11,970円」に改め、同号イ（イ）中「6,125円」を「5,985円」に改め、同号イ（ウ）中「9,187円」を「8,977円」に改め、同項第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「5,080円」を「5,100円」に改め、同号イ（ア）中「3,500円」を「3,420円」に改め、同号イ（イ）中「1,750円」を「1,710円」に改め、同号イ（ウ）中「2,625円」を「2,565円」に改め、同条第2項後段中「17,780円」を「17,850円」に、「6,370円」を「6,790円」に、「12,250円」を「11,970円」に、「4,410円」を「4,550円」に、「6,125円」を「5,985円」に、「2,205円」を「2,275円」に、「9,187円」を「8,977円」に、「3,307円」を「3,412円」に、「12,700円」を「12,750円」に、「4,550円」を「4,850円」に、「8,750円」を「8,550円」に、「3,150円」を「3,250円」に、「4,375円」を「4,275円」に、「1,575円」を「1,625円」に、「6,562円」を「6,412円」に、「2,362円」を「2,437円」に、「5,080円」を「5,100円」に、「1,820円」を「1,940円」に、「3,500円」を「3,420円」に、「1,260円」を「1,300円」に、「1,750円」を「1,710円」に、「630円」を「650円」に、「2,625円」を「2,565円」に、「945円」を「975円」に改め、同条第3項後段中「17,780円」を「17,850円」に、「7,630円」を「8,260円」に、「12,250円」を「11,970円」に、「3,850円」を「4,130円」に、「12,700円」を「12,750円」に、「5,450円」を「5,900円」に、「8,750円」を「8,550円」に、「2,750円」を「2,950円」に、「5,080円」を「5,100円」に、「2,180円」を「2,360円」に、「3,500円」を「3,420円」に、「1,100円」を「1,180円」に改める。

円」を「11,970円」に、「4,410円」を「4,550円」に、「6,125円」を「5,985円」に、「2,205円」を「2,275円」に、「9,187円」を「8,977円」に、「3,307円」を「3,412円」に、「12,700円」を「12,750円」に、「4,550円」を「4,850円」に、「8,750円」を「8,550円」に、「3,150円」を「3,250円」に、「4,375円」を「4,275円」に、「1,575円」を「1,625円」に、「6,562円」を「6,412円」に、「2,362円」を「2,437円」に、「5,080円」を「5,100円」に、「1,820円」を「1,940円」に、「3,500円」を「3,420円」に、「1,260円」を「1,300円」に、「1,750円」を「1,710円」に、「630円」を「650円」に、「2,625円」を「2,565円」に、「945円」を「975円」に改め、同条第3項後段中「17,780円」を「17,850円」に、「7,630円」を「8,260円」に、「12,250円」を「11,970円」に、「3,850円」を「4,130円」に、「12,700円」を「12,750円」に、「5,450円」を「5,900円」に、「8,750円」を「8,550円」に、「2,750円」を「2,950円」に、「5,080円」を「5,100円」に、「2,180円」を「2,360円」に、「3,500円」を「3,420円」に、「1,100円」を「1,180円」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「減免」を「減額又は免除」に、「添付して市長に提出しなければ」を「添えて、市長に申請しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、期限内に申請できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

第28条第2項第3号及び第3項中「減免」を「減額又は免除」に改める。

附則第2項中「とする」を「と」、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする」に改める。

附則第4項中「新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定及び附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和2年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第13号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のよ

うに改正する。

第28条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に、「次条第4項」を「次条第4項及び第56条第3項」に改める。

第28条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第55条第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第56条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第87条の5第1号及び第2号中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改める。

附則第8条の2中「、第13項、第18項から第20項まで、第22項、第24項、第29項若しくは第37項から第39項」を「、第10項、第15項から第17項まで、第19項、第21項、第26項若しくは第33項から第35項」に改める。

附則第8条の3中第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第18項を削り、第19項を第17項とし、第2

0項を第18項とする。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第9号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「、令和元年度分又は令和2年度分」を「、令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「、令和2年度分」を「、令和5年度分」に改める。

附則第10条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」に改め、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第11条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「、平成30年度から令和2年度」を「、令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条の表以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「額」を「額。以下この項において同じ。」に、「額を」を「額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を」に改める。

附則第14条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について宇治市市税条例の一部を改正する条例（令和3年宇治市条例第13号）による改正前の宇治市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第14条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第14条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第17条中「同条第1項」を「同条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第18条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」に改め、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める

。

附則第18条の2中「地方税法等の一部を改正する法律附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第19条の見出し中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条の表以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「額」を「額。以下この項において同じ。」に、「額を」を「額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を」に改める。

附則第20条の2第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「加算した額」を「加算した額（令和3年度の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第21条の2中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第21条の2の2第2項中「同条第2項」を「同条第2項又は第3項」に、「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改める。

附則第21条の7第1項の表以外の部分中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項の表以外の部分中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項の表以外の部分中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の

軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第21条の8第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）第28条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた改正前の宇治市市税条例（以下「旧条例」という。）第28条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行つた旧条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年

度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（揭示済）



宇治市告示第43号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年4月1日から14日間

令和3年4月1日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
伊勢田町128号線	伊勢田町ウトロ1番地の22	前	7.2	12.0	
	伊勢田町ウトロ1番地の3		～7.8		
	伊勢田町ウトロ1番地の22	後	7.2	12.0	
	伊勢田町ウトロ1番地の41		～29.4		

（揭示済）

宇治市告示第44号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年4月1日から14日間

令和3年4月1日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
伊勢田町128号線	伊勢田町ウトロ1番地の22	令和3年4月1日
	伊勢田町ウトロ1番地の41	

（揭示済）

宇治市告示第45号

令和3年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の令和3年度の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

宇治市長 松村 淳子

（揭示済）

宇治市告示第46号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和3年4月1日

宇治市長 松村 淳子

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

P a y P a y株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

2 指定代理納付者に納付させる歳入

モバイルアプリケーションを利用して納付される一般廃棄物処理手数料

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（揭示済）

宇治市告示第48号

議決予算の公表について

令和3年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月16日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計予算

令和3年度宇治市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,140,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1.市	税	23,521,529
	1.市 民 税	11,011,565
	2.固 定 資 産 税	9,518,135
	3.軽 自 動 車 税	344,732
	4.市 た ば こ 税	980,511
	5.鉱 産 税	1
	6.特 別 土 地 保 有 税	1
	7.都 市 計 画 税	1,666,584
2.地 方 譲 与 税		344,000
	1.地 方 揮 発 油 譲 与 税	80,000
	2.自 動 車 重 量 譲 与 税	247,000
	3.森 林 環 境 譲 与 税	17,000
3.利 子 割 交 付 金		24,000
	1.利 子 割 交 付 金	24,000
4.配 当 割 交 付 金		198,000
	1.配 当 割 交 付 金	198,000
5.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		169,000
	1.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	169,000
6.法 人 事 業 税 交 付 金		190,000
	1.法 人 事 業 税 交 付 金	190,000
7.地 方 消 費 税 交 付 金		3,411,000
	1.地 方 消 費 税 交 付 金	3,411,000
8.ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		26,082
	1.ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	26,082
9.環 境 性 能 割 交 付 金		49,000
	1.環 境 性 能 割 交 付 金	49,000
10.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		70,179
	1.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	70,179
11.地 方 特 例 交 付 金		344,000
	1.地 方 特 例 交 付 金	214,000
	2.新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	130,000